

令和4年6月29日開会

第741回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第2号	1頁
議案第3号	9頁
報告第1号	15頁
報告第2号	19頁
報告第3号	25頁

議案第二号 参考資料

旧川内蛎崎校長住宅の所管替えについて (教育財産から普通財産へ)

1. 概要

場 所 : むつ市川内町蛎崎寺ノ前 1 4 8 番地 3 7
建 物 : 建築年月日 平成 1 3 年 1 2 月
延床面積 8 2 . 8 0 m²
土 地 : むつ市の所有地 4 5 1 . 7 8 m²

2. 経緯

平成 2 0 年 3 月 旧蛎崎小学校閉校に伴い使用停止
令和 4 年 6 月 物件の利活用を考え
当該建物（教育財産）を普通財産として市に所管替え予定

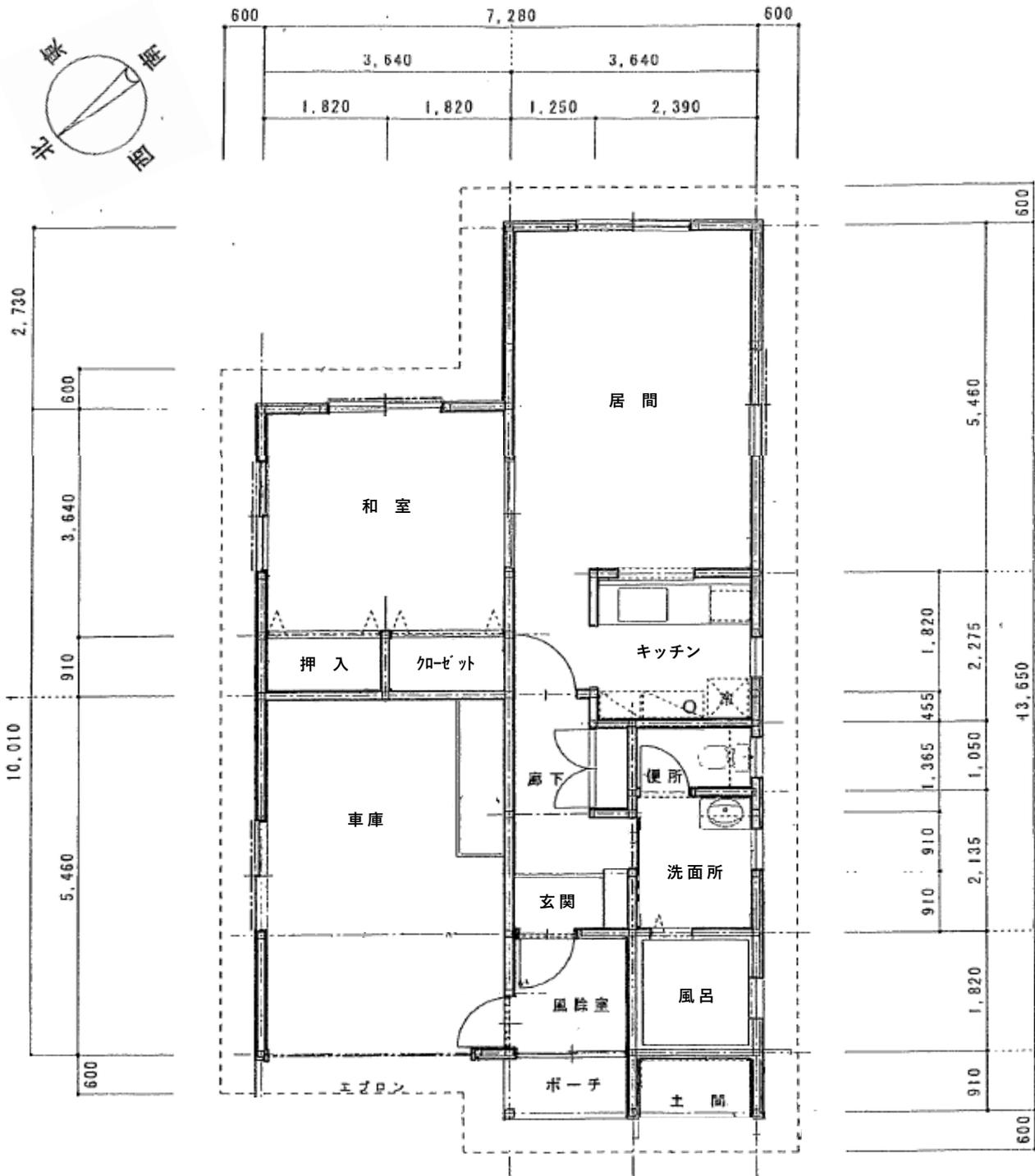
3. 参考資料

位置図
平面図
現況写真

位置図



平面図



1 階 平面図 S = 1 / 100

No.1



旧蛸崎校長住宅

外観1

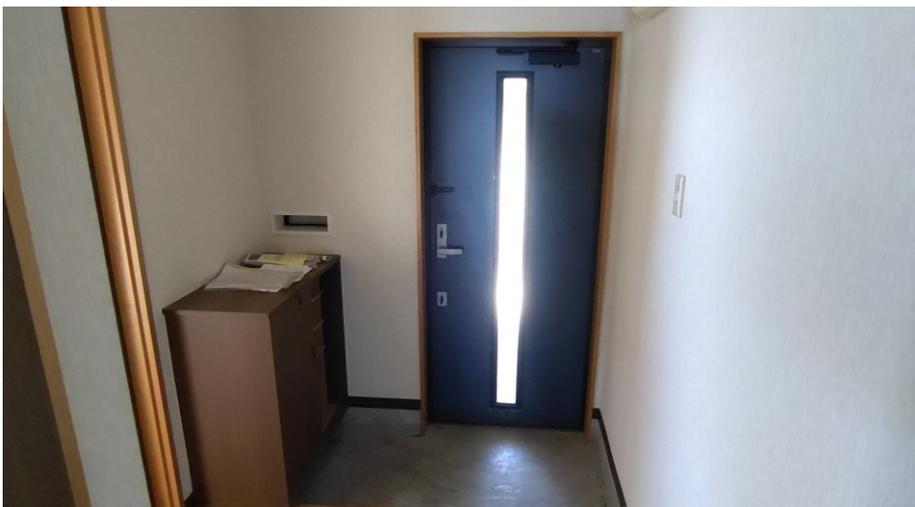
No.2



旧蛸崎校長住宅

外観2

No.3



旧蛸崎校長住宅

玄関

No.4



旧蛸崎校長住宅

車庫

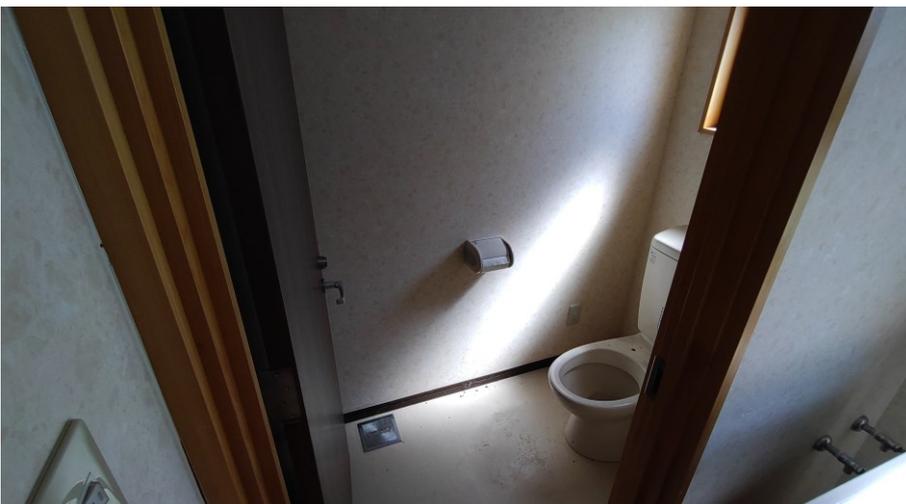
No.5



旧蛸崎校長住宅

風呂

No.6



旧蛸崎校長住宅

便所

No.7



旧蛸崎校長住宅

キッチン

No.8



旧蛸崎校長住宅

居間

No.9



旧蛸崎校長住宅

和室

議案第三号 参考資料



む農水第128号
令和4年6月7日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎
(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和45年11月11日
3. 所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。
また、頭数増加に伴う、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。
このことから、むつ市内に生息する33群の出没状況に応じ2頭ずつ、計66頭（別紙参照）の範囲内で発信器を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲にあたっては、箱わな又は麻醉銃により行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。

この方法により、群れの出没状況に応じ、66頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

11. 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

箱わな又は麻醉銃による捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

麻醉銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻醉薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 許可の日から
終了 令和5年3月31日

13. 現状変更等に係わる地域の番地
青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

14. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡史朗
(NPO法人ニホンザルフィールドステーション事務局長・下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島サルの調査会事務局長等・獣医師資格)

・むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引道彦
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課 会計年度任用職員・わな猟免許保持者)

・むつ市緑町15-35 川上駿聖
(むつ市農林水産業振興課主事)

・むつ市脇野沢本村216番地 榎引幸成
(むつ市農林水産業振興課 保護管理専門員・わな猟・麻醉銃免許保持者)

・むつ市脇野沢桂沢153-5 近藤涉
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人)

・むつ市脇野沢渡向109-4 加藤恵哉
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人)

・むつ市脇野沢瀬野川目78番地5 日隅雅晃
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人)

・むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中島幸一
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人)

・むつ市新町24番22号 富岡伸司
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人)

・むつ市大畑町本町80-6 福田雅之
(むつ市農林水産業振興課野猿監視人・わな猟免許保持者)

※ 麻醉銃に関しては、平成31年4月19日付けで青森県公安委員会から許可済み

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 むつ市生息個体群発信器リスト(令和3年度)
- 2 ニホンザル一時捕獲区域(脇野沢・川内町・大畑町・むつ)
- 3 令和3年度青森県鳥獣保護区等の位置図(抜粋)
- 4 捕獲に用いる箱わな及び麻酔銃の仕様書
- 5 捕獲した動物に装着する首輪型発信器の仕様書
- 6 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書
- 7 麻酔研究者免許証
- 8 わな猟狩猟免状
- 9 ニホンザル捕獲記録

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数発信器装着リスト（令和4年度）

◎ むつ市内の住宅地・耕作地周辺へ通年出没する群れ又は出没する恐れのある群れ

No.	地区名	群れ名	個体数	遊動域	発信器	今回取付頭数
1	脇野沢	A87-A群	74 頭	脇野沢九艘泊～蛸田～瀬野牧場周辺	○	2頭
2		A87-B群	41 頭+ α	脇野沢細間林道周辺		2頭
3		O1-A群	33 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山～田ノ頭周辺	○	2頭
4		O1-B群	52 頭+ α	脇野沢武士泊～滝山周辺		2頭
5		O2-A群	69 頭+ α	脇野沢海峡ライン周辺		2頭
6		O2-B群	43 頭	脇野沢海峡ライン～滝山周辺	○	2頭
7		A2-84A群	22 頭+ α	脇野沢寄浪～滝山～辰内周辺	○	2頭
8		A2-84B群	20 頭	脇野沢九艘泊～田ノ頭周辺	○	2頭
9		A2-84C群	9 頭+ α	脇野沢九艘泊～寄浪周辺		2頭
10		A2-85群	20 頭+ α	脇野沢源藤城～川内町宿野部周辺	○	2頭
11	川内	M2-B群	76 頭+ α	川内町畑～佐井村川目	○	2頭
12		安部城北の群れ	71 頭+ α	川内町湯野川～安部城周辺		2頭
13		和白沢の群れ	30 頭+ α	川内町和白沢～安部城沢周辺		2頭
14		男川の群れ	27 頭+ α	川内町男川中流周辺		2頭
15	大畑	I2-A1群	22 頭+ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺		2頭
16		I2-A2群	10 頭+ α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺		2頭
17		I3-A群	76 頭+ α	大畑町大畑川西股沢林道周辺		2頭
18		Ka群	62 頭+ α	大畑町大畑川二階滝橋周辺		2頭
19		Ko1-A群	48 頭+ α	大畑町奥薬研～ゴネ沢周辺		2頭
20		Ko1-B群	17 頭+ α	大畑町奥薬研～釜ノ沢周辺		2頭
21		Ko2-A群	64 頭+ α	湯坂下～新田～関根周辺	○	2頭
22		Ko2-B群	25 頭+ α	湯坂下～新田～関根周辺	○	2頭
23		三太郎川の群れ	30 頭+ α	大畑町大畑川三太郎川・大畑林道周辺		2頭
24		上狄川の群れ	43 頭+ α	大畑町大畑川上狄川周辺		2頭
25		M2-A2群	29 頭+ α	大畑町大畑川仁助沢林道周辺		2頭
26		M2-A3群	77 頭+ α	大畑町大畑川弥一郎林道周辺		2頭
27		階子沢の群れ	27 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・階子沢周辺		2頭
28		囲沢の群れ	37 頭+ α	大畑町大畑川鍋滝林道・囲沢入口北周辺		2頭
29	むつ	S1-A群	46 頭+ α	宮後～栗山～田名部松山周辺	○	2頭
30		S1-B群	67 頭+ α	高梨川目～栴山～宮後周辺	○	2頭
31		S2群	24 頭+ α	高梨川目～大畑町正津川林道滝沢橋周辺		2頭
32		Os1群	46 頭+ α	恐山～城ヶ沢周辺		2頭
33		Os2群	27 頭+ α	奥薬研～恐山周辺		2頭
					合計	66頭

合計	33 群	1,364 頭+ α	令和3年度 30群1,263頭+ α
----	------	-------------------	------------------------------

報告第一号 参考資料

校務用ノートパソコン等

納入場所：市内各小中学校



【主な仕様】

ノートパソコン	品名	HP ProBook 450 G8
	幅	359.4 mm
	奥行き	233.9 mm
	高さ	19.9 mm
	重量	1,740 g
	OS	Windows 10 Pro
	プロセッサ	インテル Core i3-1115G4 プロセッサ
	メモリ	8 GB
	ストレージ	256 GB
	ディスプレイ	15.6 インチ
	その他機能	Webカメラ 内蔵スピーカー・マイク
ソフトウェア	Microsoft Excel 2021	
	ジャストシステム 一太郎Pro4	

報告第二号 参考資料

令和 4年 4月 4日

むつ市教育委員会

教育長 阿部 謙一 様

住 所 むつ市中央1丁目8番1号

氏 名 むつ市長 宮下 宗一郎

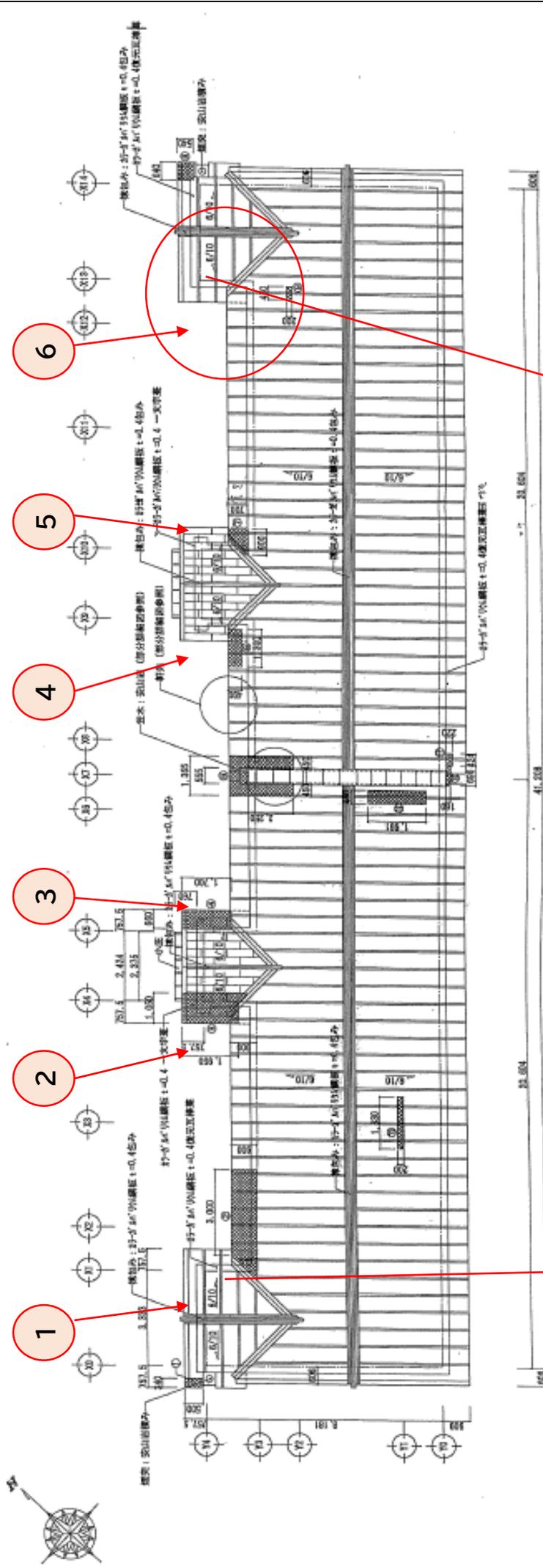
むつ市指定文化財の（滅失、**き損**、亡失、盗難）の届出

下記のとおり指定文化財を（滅失し、**き損**し、亡失し、盗難にあつた）ので、むつ市文化財保護条例第18条に基づき、お届けします。

記

- 1 指定文化財の名称及び員数 旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造） 1棟
- 2 指 定 年 月 日 平成9年10月1日
- 3 所在の場所（所在地） むつ市桜木町5番64号
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
むつ市長 宮下宗一郎
むつ市中央1丁目8番1号
- 5 滅失（き損・亡失・盗難）の事実の生じた日時及び場所
日時：令和4年2月8日 午前10時頃
場所：むつ市桜木町5番64号
- 6 滅失（き損・亡失・盗難）の原因及び程度
令和4年に入ってから何度重なる降雪と低温により氷雪となったことで屋根に重量が加わり、屋根材の折れ、歪み、破風の落下（計6ヶ所）が生じた。
- 7 その他参考となる事項
今回のき損は、当施設を管理している市経済部観光戦略課、北の防人施設経営室職員が発見した。屋根1ヶ所で、発見当時は最大で70センチ以上の氷雪が積もっていた。全体の破損状況の把握は雪解け後の3月末となった。
施設は文化自然活動交流施設ともなっており、来館者もいることから緊急復旧工事として対応（令和4年4月4日契約）することとした。6月30日までに現場工事が完了し、検査引渡を受けることとしている。

【添付書類】 き損箇所の写真



◎き損確認時（2月8日） 建物西側



駐車場側から全体を俯瞰

この時点ではまだ1箇所のみだったが、き損した所と同様、冰雪が全部の屋根のいわゆる「谷」の部分に多く見られた。

◎3月10日、16日時点



建物西側 屋根・破風の歪み、折れ



主玄関 屋根・破風の歪み、折れ



建物東側 屋根・破風の歪み、折れ

報告第三号 参考資料



む農水第 138 号
令和 4 年 6 月 10 日



むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 殿

むつ市長 宮下 宗一郎
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願いいたします。



む農水第 138 号
令和4年6月10日

文化庁長官 都倉 俊一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更許可申請書

文化財保護法第125条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及び元受文庁第4号の704により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、令和3年度3月策定の第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、当市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和4年5月31日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、計画的に加害個体の除去による個体数調整及び加害個体群の除去による群れそのものの捕獲が必要であるとの見解であり、令和4年度市町村管理事業実施計画について承認された。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻醉銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。（麻醉銃について、一時不動にする目的で使用する。）

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、焼却処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
K02-A群	64頭+ α	64頭	加害群除去
K02-B群	25頭+ α	25頭	加害群除去
A2-85群	20頭+ α	20頭	加害群除去
O1-A群	33頭+ α	33頭	加害群除去
O2-B群	43頭+ α	43頭	加害群除去
M2-B群	76頭+ α	76頭	加害群除去
S1-A群	45頭+ α	10頭	個体数調整
S1-B群	67頭+ α	13頭	個体数調整
S2群	24頭+ α	8頭	個体数調整
Os1群	46頭+ α	10頭	個体数調整

A 2 - 8 4 A群	2 1 頭 + α	2 頭	個体数調整
A 2 - 8 4 B群	2 1 頭 + α	2 頭	個体数調整
A 8 7 - A群	7 4 頭 + α	2 9 頭	個体数調整
I 2 - A 1 群	2 2 頭 + α	7 頭	個体数調整
ハナレザル	—	2 5 頭	加害個体除去
合 計	捕獲上限	3 6 7 頭	

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の367頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和3年度(2021年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

- 1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

- 1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 令和4年8月 1日

終 了 令和5年8月31日

- 1 3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

- 1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡史朗
(青森県下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島のサル調査会事務局長等)

・ むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引道彦
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課会計年度任用・わな猟免許保持者)

・ むつ市緑町15-35 川上駿聖
(むつ市経済部農林水産業振興課主事)

- ・ むつ市脇野沢本村 2 1 6 櫛 引 幸 成
 (むつ市経済部農林水産業振興課鳥獣保護管理専門員
 銃砲所持許可保持者・わな猟免許保持者)
- ・ むつ市脇野沢桂沢 1 5 3 - 5 近 藤 涉
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)
- ・ むつ市脇野沢渡向 1 0 9 - 4 加 藤 恵 哉
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)
- ・ むつ市脇野沢瀬野川目 7 8 - 5 日 隅 雅 晃
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)
- ・ むつ市脇野沢九艘泊 8 4 番地 1 中 島 幸 一
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)
- ・ むつ市川内町川内 6 4 番地 1 藤 江 正 春
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)
- ・ むつ市大畑町本町 8 0 番地 6 福 田 雅 之
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人・わな猟免許保持者)
- ・ むつ市新町 2 4 番 2 2 号 富 岡 伸 司
 (むつ市経済部農林水産業振興課野猿監視人)

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ①むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要
- ②ニホンザル捕獲区域図
- ③捕獲檻（箱わな）・麻酔銃仕様図
- ④ニホンザル捕獲記録（様式）
- ⑤下北半島に生息するニホンザルの個体群と個体数（令和3年度）
- ⑥むつ市に生息するニホンザル生息状況分布図
- ⑦下北半島のニホンザルによる農作物等被害の推移〔市町村別〕
- ⑧令和4年度むつ市ニホンザル管理事業実施計画書

むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

1. 加害群による被害状況について

- S1-A群、S1-B群、S2群（恐山街道から高梨地区）について
平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。
S群が令和2年度にS1-A群・S1-B群・S2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。
- I2-A1群、I2-A2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について
I2-A1・A2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。
- K02-A群、K02-B群（大畑町、高梨、関根地区）について
以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地に出没し、農作物被害を及ぼしている。
K02群が令和3年度にK02-A群・K02-B群の2群の群れになり、さらに行動範囲が広がり、追い払い等の対策が追いついていない。また、従前出没しなかった耕作地へも出没し、被害の拡大が懸念されている。
- A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について
A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。
行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。
- A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について
A2-85群は現在、脇野沢滝山地区から川内町蛸崎地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。
一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。
- A87-A群（脇野沢地区）について
A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が発生している。
- O1-A群、O2-B群（脇野沢地区）について
O群の分裂群で平成16年度頃、2つ（O1群とO2群）に分裂し、平成22年度にO2群が2つ（O2-A群とO2-B群）に分裂、平成25年度にO1群が2つ（O1-A群とO1

－B群)に分裂と現在に至っている。

○1－A群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。

○2－B群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。

● M2－B群（川内町湯野川・畑地区）について

佐井村川目地区から川内町畑地区までの広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川・畑地区に出沒し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。

頭数増加に伴い、被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

2. ハナレザルによる被害状況について

● むつ市街地について

昨年度、宮後・関根地区にそれぞれ2頭ずつ出沒しており、直接的被害は発生していないが、住宅地などに出沒しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。

● 大畑町について

季節的に耕作地に出沒しているのがみられる。

大畑道・湯坂下地区及び木野部峠周辺に出沒し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。

● 川内町について

畑・銀杏木・蓑川地区において、季節的に目撃情報があげられ、農作物被害も確認されている。

蛸崎地区のサルにおいては、頻繁に目撃されており、農作物被害もでている。

● 脇野沢について

瀬野・七引・寄浪及び小沢地区において、季節的に目撃情報がよせられ、地域住民が威嚇されたり、農作物に被害もあるため、追い払い等の対策をおこなっている。

3. 現在とられている防除対策について

【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区7名、川内地区1名、むつ地区1名、大畑地区3名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っている。

サルの群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出沒する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月2回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキー犬舎から各群れの出没場所に引き連れて追い上げを行う。

【住民による追い払い】

サルの出没状況に応じて朝と夕方に無線放送を行い、地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出没の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,036m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵を大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和3年度25,960m設置）し、近年は1,300前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

4. 危害防止のための措置等

麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻酔銃を使用する。

麻酔薬の取扱にあたっては、獣医指導の下、塩酸ケタミンを使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻酔薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「ケタラール筋注用500mg」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻酔銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。



む 教 生 第 80 号
令和 4 年 6 月 14 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488



む 教 生 第 80 号
令和 4 年 6 月 14 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 4 年 6 月 10 日付、む農水第 138 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けており、申請内容は妥当と考えられる。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111（内線 3142）
FAX 0175-22-1488

